

令和4年度名古屋市教育委員会第37号議案

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容・理由

- (1) 名古屋市博物館条例の一部改正に伴い、名古屋市蓬左文庫及び名古屋市秀吉清正記念館の事業に以下の事業を追加等します。

ア 文庫資料及び記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

イ 学芸員その他の文庫及び記念館の事業に従事する人材の養成及び研修

ウ 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、観覧料の減免に関する規定を整理します。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和5年3月24日提出 総務部総務課)



名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項名古屋市蓬左文庫の項中第 8 号を第11号とし、同項第 7 号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（条例第 2 条第10号の文化観光をいう。以下同じ。）その他の活動の推進

第 3 条第 2 項名古屋市蓬左文庫の項中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修

第 3 条第 2 項名古屋市蓬左文庫の項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 文庫資料に係る電磁的記録（条例第 2 条第 1 号の電磁的記録をいう。以

下同じ。)の作成及び公開

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第8号を第11号とし、同項第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

第8条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市博物館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(事業) 第 3 条 (略) 2 博物館の分館は、次の事業を行う。 名古屋市蓬左文庫（以下「文庫」という。） (1) (略) <u>(2) 文庫資料に係る電磁的記録（条例第 2 条第 1 号の電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成及び公開</u> <u>(3)～(7) (略)</u> <u>(8) 学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修</u> <u>(9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力</u> <u>(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（条例第 2 条第 10 号の文化観光をいう。以下同じ。）その他の活動の推進</u> <u>(11) (略)</u> 名古屋市秀吉清正記念館（以下「記念館」という。） (1) (略)	(事業) 第 3 条 (略) 2 博物館の分館は、次の事業を行う。 名古屋市蓬左文庫（以下「文庫」という。） (1) (略) <u>(2)～(6) (略)</u> <u>(7) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力</u> <u>(8) (略)</u> 名古屋市秀吉清正記念館（以下「記念館」という。） (1) (略)

(2) 記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(3)～(7) (略)

(8) 学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修

(9) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進

(11) (略)

(観覧料の減免)

第8条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。

(1)～(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8)～(9) (略)

2 (略)

(2)～(6) (略)

(7) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力

(8) (略)

(観覧料の減免)

第8条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。

(1)～(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

(8)～(9) (略)

2 (略)